

令和8年6月16日
地域振興部スポーツ振興課

江東区とトップスポーツチームとの包括連携協定に関する ガイドラインの策定について

1 策定の概要

スポーツの力を活かし社会課題を解決する意欲と実行力のあるトップスポーツチームと本区が手を取り合い、江東区の抱える多様な課題の解決に向けて継続的に連携するため、包括連携協定の考え方を整理した「江東区とトップスポーツチームとの包括連携協定に関するガイドライン」（別紙）を策定した。

2 ガイドラインの主な内容

（1）協定締結の要件

社会課題の解決に向け継続的に区と連携する意欲と能力を有すること、防災、子育て支援、健康、文化・スポーツ振興など12の政策分野のうち4分野以上で本区と連携事業を行うこと、国内最上位リーグに所属していること、一定の集客力を有すること等の要件を全て満たすものとする。

（2）協定締結までの流れ

協定の申出から締結までの手順を整理し、スポーツ振興課、連携事業の担当課、トップスポーツチームが段階的に調整および事業検討を行う仕組みとする。

（3）連携事業の提案・実施

年度当初に定例会議を開催し、事業を検討、実施するほか、年度途中においても、担当課・トップスポーツチーム双方より随時提案を受け付ける。

（4）協定の期間および解約

期間は1年間とし、自動更新とする。一定期間実績がない場合や要件を満たさない場合は双方解約できるものとする。

3 運用開始日

令和8年7月1日（水）